

浜松市告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年8月4日から2週間、浜松市中央土木整備事務所（西行政センター内）において一般の縦覧に供する。

令和8年8月4日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
市道入野117号線	浜松市中央区入野町6375番4	令和8年8月4日	拡 幅 区 間